

## 平成 29 年度 第 5 回瑞穂市障害者計画等策定委員会 会議録

日時：平成 30 年 2 月 26 日（月）

午前 10 時 00 分 から

場所：瑞穂市総合センター 5 階  
第 4 会議室

### 1 開会

（資料の確認）

（議事録作成のための録音の承認）

（会議の成立について報告）

事務局 定刻となりましたので、平成 29 年度第 5 回瑞穂市障害者計画等策定委員会を開催させていただきます。

### 2 会長あいさつ

《会長あいさつ》

《福祉部長あいさつ》

事務局 議事の進行については、瑞穂市附属機関設置条例第 7 条第 3 項に従い、会長にお願いします。

会長 議事の進行にご協力をお願いいたします。

傍聴者を希望される方はみえますか。

事務局 今回、傍聴を希望される方はございません。

（会議録の作成方法について説明と承認）

（第 4 回の会議録について説明）

### 3 議事

#### （1）パブリックコメントの実施結果について

会長 いくつか意見が寄せられています。パブリックコメント手続実施要綱が市で定められておりますので、これに従ってパブリックコメントの実施結果の公表になります。それでは、パブリックコメントの実施結果ということで資料 2 になります。No.1 から No.8 までのご意見が寄せられております。今回、プランの策定に直接関係のないご意見、プライバシーに関わる個別の案件については、掲載されておられません。このプランに関わることはすべて掲載してあります。

まず、No.1 について、事務局から説明をお願いします。

事務局 (No.1 について説明)

会長 皆様のお手元にございます障がい者総合支援プラン(案)で、今問題になっているのは14ページの(7)「障がいのある人の就労状況」と、「市の職員の障がい者雇用率」の状況ということです。現在、記載されているのは、今年6月1日付けのものです。国へは6月1日現在の状況を報告するという事になっており、10月1日では不足分が解消されているということです。これは単年度の報告になっています。前の12、13ページの「障がい児の就学状況」ということで、保育所、認定こども園、幼稚園の状況、小・中学校、特別支援学校の学級の状況と、特別支援学校の就学状況ですが、これらは4月1日、または5月1日付の実績状況を報告しております。今回の(7)については、その前の4年間の不足分は2から3人ということで、10月1日付ではそれが改善されたということで載せておりますので、このままの記載でよいのではないかとということです。いかがでしょうか。

A委員 数値に大きな変動がないから記載しなくてもよいといったことなのでしょうが、これは数値の変動があるかないかを知りたいから書いてくださいということなのではないですか。変動があるかないかわからないから教えてほしいということですよ。

会長 他にいかがでしょうか。ご意見を伺ってみたいと思います。

B委員 自立支援協議会の全体会でもこれでよいという意見でした。

C委員 今の(7)の記載で、平成29年6月1日から10月1日現在の動きがわかります。これはこれでよいのかなと思ったのですが、それよりも(6)の「就労状況」ですが、タイトルが「瑞穂市の現状」です。その現状が何を表しているのかわかりません。どのような動きをしてきたのかが読み取りづらいです。

会長 これは「瑞穂市の現状」ということで、人口統計等が書いてあります。指定難病も新たに入ってきたデータです。「障がい児の就労状況」についても、「幼児療育センター」についても記載がなかったのですが、利用者がどのような状況かということで、ここを追加していただきました。動向というと過去5年間といった経年で出すのもよいのですが、なかなかデータをすべて出すのは大変ということもあります。手帳関係については、増減がある程度わからないといけません。これは数字で出てくるものですが、障がい者雇用はある意味、政策的なことでもありますのでいかがでしょうか。データを少し見たところ、過去4年間、26、27、28年のデータ自体は、不足数が今年6月1日付で2人ということです。この変動が5人、6人となると、かなり変動がありますので記載する必要があると思いますが、1名、もしくは2名の不足

数で、今回10月1日で雇用が達成されたということだけを見ていただければよいのかと思います。

C委員 今の推移の現状ということを入られるとしたら、(7)は「現状」で、(5)の「難病患者の現状」というのを推移すると、この5年間で進んでいるということだと思います。(5)も動きがあります。(6)と(7)は「現状」だというようにするのも、表現上の工夫かと思います。

会長 そこまで必要かどうかということはありません。とりあえず29年度、単年度で改善しているということがわかればよいのではないかと思います。いかがでしょうか。市のほうで最初は5年分掲載しますと出されていまして、数字として出されるものに問題がなければ、そのまま出していただいてもよいかとは思っています。

B委員 すべて入れるとデータが膨大になります。資料として出すのであればよいのではないかと思います。

会長 私も基本的にはそう思います。データに問題があれば掲載しなければいけません。29年度の2つのデータで現状が把握は十分できると思います。

D委員 支援学校の高等部の生徒の、卒業後の進路のデータを見せてもらいました。後で回収されたのですが、やはり就業状況というのは幅広く、このように市役所の雇用状況といったように限定するとわかるのですが、就労継続支援A型事業所、B型事業所、生活介護と幅広く障がいのある人たちが行く先はあります。一人ひとりデータを取るということについては、ご家族が自分から言わない限り把握は難しいと思います。市の障がい者雇用状況は遡ることはできるかもしれませんが、市において障がいの人たちがどこで働いているかというデータを集計するということであれば、必ず返信がくれば正しいデータを取れるとは思いますが、そういったデータでよいのであればつくれるのではないかと思います。

また、12ページの療育センターについて、4月の利用者ですが、3月末には30人から40人増えます。下段に「3月末現在」の人数を入れると、その後の児童発達支援事業所の利用人数が150人前後だと思いますので、そこをリンクできると思います。もしデータがあればよろしくお願いします。瑞穂市だけでは170人近くになっています。

会長 市の職員の障がい者雇用の状況ということでは、障がい者雇用の算定要件というのがあります。身体障がいの中でも肢体不自由はわかりやすいのですが、内部障がいは重度障がいの方が多いです。心臓疾患でペースメーカーを付ける方、腎臓疾患で透析を受ける場合は、病気により就職後に、内部障がいの認定を受けます。当然、市などいろいろなところで働いておられる方も病気をされると、就職後に途中から内部障がいの認定を受けます。この辺り

の算定の取り扱いについては、本人の同意を得て算定するという事をお聞きしております。そこは単年度分ということでご説明を加えさせていただきます。当然、市も障がいのある方への配慮というものは必要になります。今回は瑞穂市の障がい者総合支援プランの全体の枠組みを考えていただくものなので、ある程度データも見てわかる範囲で妥当なものが出ればよいと思います。

A委員 最初からそのように配慮いただければ、見込み量をきっちり計算することができたと思います。手元にその資料がありませんし、最初出された案と2回目のデータでは数値がかなり違っているものがあるので、検討ができませんでした。

事務局 それは実績値と今後の見込み量のことでですね。

A委員 コメントとして「変動はそれほどありません」といったかたちで済ませても構わないと思います。何も書かず、変化があるのかないのかもわからないまま出されると、この数値がどうなのかという疑問が出てくると思います。「過去5年間実数は変わりません」、あるいは「比率は変わりません」というコメントがあれば納得できると思います。

会長 いかがでしょうか。データもそうなのですが、2番目のパブリックコメントが同じ方からのコメントです。これは具体的に市の障がい者雇用のプランの中に入れていくと市のほうからコメントが出ています。このコメントでご理解いただけるのではないかと思います。  
それでは、No.2について事務局から説明をお願いします。

事務局 (No.2について説明)

会長 パブリックコメントをいただいた方からの厳しいご意見です。基本的には障がい者雇用の見込み量を含めて記載がないとまったく動けなくなります。今までもいろいろと対応できていないという問題点はあったらと思いますが、これは30年度以降の総合支援プランで、そのあたりも含めて市のほうの考え方を含めて記載をしておりますので、削除するのは難しいのではないかと思います。

内容を含めてご意見、ご質問等ございますか。

「市の考え方」については、妥当な考え方が示されていると思いますし、「市の障がい者雇用と、障害者差別解消法に関する研修等は促進をする」ということなので、来年度以降、取り組んでいただくという表現でよいのではないかと思います。

B委員 「障がい者の人権に関する施策を障がい者支援プランにも盛り込んでほしい」というご意見ですが、現実にはこの場合はこうしますといったように具体的に

はなかなか記述が難しいかと思います。52 ページにもある通り、「その人の能力に応じた就労時間や就労形態について、研究していきます」といったかたちで、前向きに考えるというかたちにしておいたほうがよいと思います。全部を網羅することはできないと思います。

会長 「市の考え方」についてはかなり踏み込んで書いてあると思います。「障害者差別解消法においては、障がい者であることを理由として、賃金を引き下げること、低い賃金を設定すること、昇給をさせないことなどの差別的取扱いを禁止しており」ということで、これはそのまま市の今後の取り組みのひとつの考え方として文章に残ります。ここまで踏み込んで考え方を出していたでおります。この文章を支援プランの中に反映させるには無理があるかとは思いますが。このNo.1の「市の考え方」に関しては、29 年度のデータの不足分と改訂されたということの報告だけでよいのではないかと思います。いかがでしょうか。

C委員 現在、国・自治体、それから民間企業においても、障がい者の取り組みに関して意識をもって取り組んでいると思います。私も民間の企業の人事におりましたが、現在、ものすごく力を入れており、一般の方よりも障がい者の方を雇用しようという姿勢が見られました。なかなか条件等や、実際に面接をさせていただいたりすると難しい面もありますし、施設の改善をしなければいけないといったこともあります。職員に対する教育を民間の企業なども行っていると思います。こういったご意見はあったのですが、それは国・自治体も民間企業も前向きに取り組んでいるということが表れている市の施策であると私は読み取れましたので、表現されていると思います。

会長 パブリックコメントに対するこの委員会での審議状況も含め、会議録が作成されますので、その点も踏まえてパブリックコメントを出された方には回答をしていくかたちになると思います。

E委員 No.2のご意見ですが、この人が言いたいことは3行目にあります「実際にはなにも実現に至っていません」というところで、実際に至っていないから削除してほしいということだと思います。ある程度実現に至らないような場合、どうするか、あるいはどう説明するかといったことも求められているのではないかと思います。

会長 「市の考え方」の下から3行目の「合理的配慮を図る義務があり、研修等を実施し、市職員等の理解を促進します」という文言が入っております。市としては突っ込んで書いていると思います。これを直接載せるのは難しいとは思いますが、「市の考え方」としては、パブリックコメントに対するコメントになります。職員等の採用の事業としては、来年度以降の取り組みということで、特に78ページの④で定められております。具体的にこれは事業ですの

で雇用率を維持することと、78 ページの下で「障がいの種類や程度、能力に応じた就労時間、就労形態について研究を進めます」とあります。ここから順番に進めていかないとこのパブリックコメントを書かれた方のように、何もしていないのではないかということになります。まずはこの30年度の第5期のプランの中で、障害者差別解消法も含め、ご検討をいただくということではよいのではないかと思います。No.1については、この障がい者総合支援プランの通り、29年度、単年度の6月と10月、52ページと78ページのところはそのまま市の雇用のところも掲載をするということでもとめたいと思います。よろしいでしょうか。市の考え方も含めて、これでまとめていきたいと思っています。ありがとうございます。

事務局 (No.3について説明)

会長 ご質問、ご意見等がありますか。

大人の発達障がいの方は増えております。コミュニケーションが難しい、こだわりがあるといったようなことで、さまざまな本も出ておりますので気がつく方もおられるようですが、ここでは本人も障がいに気づいていない場合はどうするかということです。市のほうのコメントについてはいかがでしょうか。内容としては、これからの事業ですので少し見守りながら対応するというので、発達障害支援センターの専門家との連携を図るということと、アウトリーチ体制を構築していくかたちにはなるかと思っています。今後の課題だと思いますが、ご意見があればお願いします。

F委員 特別支援学校などでは、保護者さんも発達障がいの場合もあります。事業所や支援学校の先生方は、家族支援ということを言われています。「あなたは障がい者」という自覚というよりは、家族でこの人はこういったところが弱いから、そのような所を考えて接していくといったように、周りの人が配慮して接していくということが大切です。プライドもありますし、「私は障がいではない」と言われてしまうとうまく関係性を築けなくなるので、この人はこういったところが弱いなといった感じで周りが支えていくということはよく聞きます。ここでは大人の発達障がいとなっておりますが、それが親だった場合、周りが理解して家族を支援するということが大切です。それはおわかりになっているとは思いますが、「家族支援」ということをコメントに盛り込んでいただけるとよいと思います。それで悩んでいるご家族もたくさんみえて、結局お子さんが施設に行くことになってしまうといったこともよく聞きます。

会長 具体的な対応になると、自立支援協議会の部会といったところで考えていただいても結構だと思います。このNo.3のコメントについては、これによろし

いでしょうか。

事務局 家族支援について、No.3の「市の考え方」の中に付け加えさせていただきます。会長、副会長に後日、ご確認いただき公表いたします。

会長 次に、No.4について事務局から説明をお願いします。

事務局 (No.4について説明)

会長 59 ページ「啓発・広報活動」の事業として挙げられているところですが、詳細な説明をいただきました。市職員の理解を深める事業もありますし、市職員の教育の推進も含め、ここは具体的な活動ができる部分だと思います。いかがでしょうか。市の中での研修等については、できれば自立支援協議会等で報告をしてもらう、あるいは広報みずほの中で市職員向けの研修を行ったと記載していただきますと、市の取り組みというのが外部の人にもわかりやすいと思います。せっかく30年度から取り組んでいただきますので、目に見えるかたちで報告なり広報していただけると、今後こういった意見も少なくなるのではないかと思います。それ以外の広報活動、福祉教育もごございますので、これも実施の際にはいろいろなところにぜひPRしていただき、情報を開示して目に見えるかたちにさせていただければと思います。No.4について、ご意見はございませんか。

G委員 「教育の場」の「場」について、障がいのある方と接する場づくりということでの意見です。私は羽島にいますが、自分が関わっているところだと、私たちは施設なので、地元の方が軽スポーツのペタンクなどを行う場合、そこで一緒にやるというようなことを行っています。大きなイベントも必要だとは思いますが、このご意見の「場」というのはそういったことではないかと思います。地元で活動している団体はいろいろあると思いますので、そこのセッションを意図的に行っていくことが必要ではないかと思います。そういったことがテーマとなっており、どうしたら地域に広がっていくか、理解していただけるかといったときに、研修もそうですが実際その現場に行ってもらおうとわかり合えるので、そういった場づくりをつくっていったらどうかと思います。接点を設けるということで、理解推進につながると思います。

会長 前向きなご意見ですのでコメントを付け加えていただけますか。アクセスも含めて対応していただけたらと思います。検討していただけますか。

事務局 地域での場づくりということで、コメントの欄に追加させていただきます。

会長 他にご意見はありませんか。では次にNo.5について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 (No.5 について説明)
- 会長 ただいまのご説明について、ご意見、ご質問はありませんか。  
地域生活支援拠点、グループホームも含め、第5期計画、30年度以降は市内で1か所を整備するという数値目標を設定しております。コメントのほうでは現在整備されておりませんので、現に居住を失っている方に対しては、既存の制度で対応を進めるというかたちになっております。ここは今の時点ではコメントは難しいと思いますが、いかがでしょうか。66ページの③の拠点整備は国の指針が挙げられております。数値目標の設定ということで、瑞穂市の数値目標になっております。これはこれでよいかと思えます。
- G委員 地域生活支援拠点の機能としては、かなりハードルが高いのが現実ではないかと思えます。相談については対応できるとして、緊急時対応やグループホーム、ショートステイについては、これをこの計画の中に落とし込もうと思うと現実的にかなり厳しいと思えます。圏域でということであれば、お互いが助け合っているような動きでよいと思えますが、瑞穂市だけだとかなり厳しいです。計画には入っていますが、現実性がないように思えます。
- 事務局 委員さんのご意見のとおり、確かにハードルは高いものです。ハード及びソフトの整備というのは、瑞穂市のような規模の一自治体では非常にハードルが高くなりますが、国の指針がこのように「32年度末までに市町村あるいは各圏域に少なくとも1つ整備すること」と謳われております。市内、あるいは圏域に1か所というかたちに修正させていただきたいと思えます。
- 会長 市のコメントには「現在、地域生活支援拠点については整備されていません」とはっきり明記されていますが、数値目標のほうは市内1か所整備で、「面的整備の充実を図る」となっております。これはないとなかなか前に進まないもので、事業として挙げていただきたいと思えます。
- F委員 先日、瑞穂市内で特別支援学校のお母さんが亡くなりました。50代くらいの方が突然亡くなりましたので、成年後見人制度やグループホームについては現実味があります。お父さんがお仕事をしながら子どもを支えていくのはとても難しく、しかも圏域だと遠いのでとても預けられない現状があります。私の家でもそうです。私に何かあったら子どもたちはどこにも行き場がないという現状があります。ショートステイも慣れさせていきたいのですが、近隣にショートステイがないので練習もままなりません。急に私が倒れたらどこかに預けなければなりません、行ったこともないような所にとっても預けられません。実際にそういったことが起きたので、先々のことに不安を感じていらっしゃる方がたくさんみえます。この「市内において1か所」というのが難しいのは確かだと思います。ただ、現実的に不安に思っている方のご家族もいらっしゃいます。少し動きが見えるだけでも、保護者の方は



安心すると思います。

- 会長 ありがとうございます。No.5については、このかたちでよろしいでしょうか。
- 副会長 拠点の整備をしてくださいというのが、このパブリックコメントの方の主旨だと思います。市の回答が「制度を利用します」となっていますが、「拠点はどうしますか」というご質問についてなにも言及されていません。ハードルは高いと思いますが、これはなんとしても行わなければいけません。実際に障がい者を抱える家族にとっては切実な問題です。32年度末などと言わず、すぐにもやってほしいと思います。当面、F委員さんがおっしゃった親亡き後の対応をどのように行っていくのか、拠点をどうするのか、地域でカバーするのか、圏域でカバーするのかといったことも含め、もう少し拠点の概念を入れたほうがよいと思います。
- 事務局 ただ今、副会長がおっしゃられた通り、地域生活支援拠点の整備についてのコメントがありませんでした。いつまでに行いますといったことはここでは書くことはできませんが、市内で、あるいは圏域と連携して整備に向けて取り組むといった姿勢を出せるようにコメントを付け加えさせていただきます。
- 会長 よろしいでしょうか。では次にNo.6に移ります。事務局から説明をお願いします。

- 事務局 (No.6について説明)
- 会長 いかがでしょうか。61 ページの啓発・広報活動の中に「当事者組織への活動への支援」というのがあります。当事者組織の活動への支援の中で、ぜひそれぞれの団体の連携も含めていただけるとよいのではないかと思います。コメントについてはいかがでしょうか。ご質問はございませんか。
- ではNo.7について、事務局から説明をお願いします。

- 事務局 (No.7について説明)
- 会長 ただいまのご説明について、ご意見はございませんか。
- 自立支援協議会の組織づくりで全体会と各部会にわかれております。年に2回から3回、部会活動も行っております。83 ページの組織図で、右の個別支援会議がございます。瑞穂市内で困難事例などがあるときには、個別支援会議が開催されると思います。そことの連携が今のところ十分出来ていないので、なかなか把握できないということもあります。来年度については、自立支援協議会のあり方も見直す時期になってきていると思いますので、今回の総合支援プランを踏まえて自立支援協議会の役割、機能も含め、かなり変わってくるのではないかと思います。
- それでは最後にNo.8の説明をお願いします。

事務局 (No.8 について説明)

会長 最後のところですが、市の説明でご質問等ございますか。これはかなり大切な内容になってくると思いますがいかがでしょうか。

F 委員 聞こえるけれど喋れない子どもがいます。発達障がいの子どもでも喋れない子どもいますので、支援学校ではマカトンサインを使っています。手話よりもっと簡単なもので、支援学校の子どもたちは先生とのやりとりで使用しています。親でもわかる簡単なサインなので、それは市役所の人でも使えますし、手段の一つとしては良いと思います。

会長 ご意見に対してのコメントはよろしいでしょうか。  
それではパブリックコメントについてはこれで終了したいと思います。他にご意見等ございませんか。今のご意見を含め、最終的に「市の考え方」を確定して公表していただくことになると思います。この障がい者支援プランについてのご質問はございませんか。

A 委員 第4期計画の実績値がわかりません。

事務局 先ほどA委員さんからもご指摘がありました。第4期計画の実績値につきましては、15 ページ以降に掲載させていただきました。こちらは、当初提示させていただいた数値から大幅に数値が変わっているところもあったかと思えます。国から障がい福祉システムの集計モジュールが配布されました。その集計モジュールを使い、算出させていただいた数値になります。前回提示させていただいた数値を修正させていただきました。第4期計画の計画値に対する実績値がそれぞれの下の段に掲載してあります。29 年度の数字につきましては、まだ12月までしか実績が判明しておりませんので、29年の12月までの数字を年間に換算して実績見込みというかたちで掲載しております。27、28、29 年度の実績値、あるいは実績見込み値を基に、30 年度以降、31、32 年度の数値を出しております。基本的に増加傾向にあるものは増加傾向に、横ばいのものについては横ばいになっております。地域の資源、事業所の数やサービス事業所の数を勘案しまして、30、31、32 年度の計画値を、62 ページ以降の「障害福祉計画・第1期障害児福祉計画」ということで第5期の計画として掲載させていただいております。

会長 もし何かございましたら事務局のほうにご連絡いただければと思います。

C 委員 全体的な表ですが、細かくて見にくい部分がありますので、余白などを考えていただきもう少し見やすいようにバランスをとってください。

事務局 余白を詰めて、表や字のサイズについてももう少し見やすいかたちに修正させていただきます。  
基本的にパブリックコメントを行い、今日お配りさせていただいているもの

は第5回の委員のみなさま方の意見を反映してデータの追加、修正をいたしました。84ページ以降が資料編になります。85、86ページが計画の策定経過や附属機関設置条例、87ページに本委員会の皆様の名簿と事務局を掲載させていただきました。88ページ以降が用語解説ということで、「アウトリーチ」から93ページの「レスパイト」まで説明が必要であろう項目について抜粋して掲載しております。表等の体裁につきましては、委員ご指摘のとおり、見やすいかたちにしたいと思います。文言等も再度精査しまして最終案とさせていただきます。

会長 用語の解説については、前回にはなかったと思います。五十音順に並んでおり、一般市民の方が見たときに必要な用語の解説ということで問題はないかと思えます。見ていただきまして、内容についてご意見がありましたら早めにご指摘をいただきたいと思えます。

C委員 93ページの「民生委員」と「児童委員」の部分で、障がい者関係の文言が入っていません。障がい者の施策についても追加してほしいです。

事務局 ご指摘の通り、福祉の分野すべてにわたって民生委員・児童委員さんに携わっていただいております。障がい福祉という文言も入れさせていただきます。

会長 他にはいかがでしょうか。

それでは、瑞穂市障がい者総合支援プラン、現在は（案）になっておりますが、これで最終的に確定したいと思えます。

ありがとうございます。それでは今後のスケジュールについて事務局より説明をお願いします。

## (2) 今後のスケジュールについて

事務局 (説明)

## 4 閉会